

# 安芸広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会規則

(令和6年2月28日 規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、安芸広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和6年条例第3号）第12条の規定に基づき、安芸広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の改選が行われた後、最初に召集すべき会議については、事務局長が招集するものとする。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(処務)

第4条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、安芸広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の施行の日から施行する。